

第6章 その他

1 免許状授与（交付）証明

免許状授与（交付）証明とは、免許法に基づく授与権者である福島県教育委員会が授与又は交付した免許状について証明をすることをいいます。

免許状の授与又は交付を受けた者で当該免許状の授与又は交付の証明を願い出る場合は、教育職員免許状授与（交付）証明願（県教委規則第20号様式）の書類を作成し県教育委員会に申請することにより、教育職員免許状授与（交付）証明書の交付を受けることができます。（県教委規則第23、24条）

2 特別支援学校関係

(1) 盲・聾・養護学校教諭免許状のみなし

(現行の教員免許状の種類)

(平成19年度より有することとみなされる教員免許状の種類)

盲学校教諭免許状	⇒	特別支援学校教諭免許状（視覚障害者に関する教育の領域）
聾学校教諭免許状	⇒	特別支援学校教諭免許状（聴覚障害者に関する教育の領域）
養護学校教諭免許状	⇒	特別支援学校教諭免許状（知的障害者に関する教育の領域） （肢体不自由者に関する教育の領域） （病弱者に関する教育の領域）

(2) 盲・聾・養護学校における在職年数

改正免許法別表第7により免許状の授与を受けようとする場合の最低在職年数について、次の表の左欄の学校種で勤務した在職年数を、右欄の新教育領域の在職年数として通算することができます。

学校種	教育領域
盲学校	視覚障害者に関する教育領域
聾学校	聴覚障害者に関する教育領域
養護学校	知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育領域

(3) 新課程において新設された科目

新課程では「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」

が新設されました。この科目を修得するにあたっては、重複・LD等領域の他、授与を受けようとする教育領域以外の領域全てを含まなければなりません。

例えば、視覚障害者の領域を取得したい場合、重複・LD等領域に加えて、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者の領域全てを含んで修得する必要があります。

(4) 旧課程で修得した単位のみなし

旧課程で修得した左欄の科目の単位については、右欄の新課程の科目の単位としてみなすことができます。(次表)

ただし、養護学校に関する単位については、知的障害者・肢体不自由者・病弱者のうち、いずれか1つの領域の単位にしか読み替えることができません。また、科目の単位数を分割して複数(知的・肢体・病弱)の領域に充てることもできません。

8月省令による改正前の教育職員免許法施行規則第7条に規定する旧課程科目	8月省令による改正後の教育職員免許法施行規則第7条に規定する新課程科目
教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育の基礎理論に関する科目
盲学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
聾学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
養護学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
盲学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	視覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

<p>聾学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</p>	<p>聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</p>
<p>養護学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</p>	<p>知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</p>
<p>盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習</p>	<p>特別支援学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習</p>